Kanachu

２０２３年度
安 全 報 告 書

神奈川中央交通株式会社

目次

１．輸送の安全に関する安全方針・基本方針・・・・・・・・・・・２

２．輸送の安全に関する目標および達成状況・・・・・・・・・・・４

３．輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．運輸安全マネジメント維持・向上のための計画・・・・・・・10

５．輸送の安全に関する実績および予算・・・・・・・・・・・・・16

６．輸送の安全に関する組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・17

７．輸送の安全に関する内部監査結果・・・・・・・・・・・・・・18

８．事故に関する統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

９．初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」・・・・・・・20

１．輸送の安全に関する安全方針・基本方針

Kanachu

当社では、輸送の安全確保が自動車運送事業経営の根幹であることを深く認識し、経営トップから従業員一人ひとりに至るまで一丸となった安全管理体制の充実・強化に取り組んでおり、安全方針および基本方針を次のとおり定めています。

１．１　安全方針

《安全方針》

◇安　全　最　優　先「安全第一　先ず止まれ」

◇法　令　の　遵　守「きまりを守る」

神奈川中央交通株式会社
取締役社長　今井　雅之

私達は、
「指差呼称による安全確認」
「スピードの抑制」
「車間距離の保持」
「右左折時の一時停止」
「横断歩道の安全再確認」
を確実に行い安全運行に努めます。

１．２　基本方針

（１）社長および役員は、輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。

（２）社長および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

（３）当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

（４）当社は、従業員がヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を通報・報告することを奨励し、その内容が虚偽、法令違反、重大な怠慢および故意によるものを除き、その通報・報告内容により処罰は行いません。

２．輸送の安全に関する目標および達成状況

Kanachu

（１）２０２３年度の輸送の安全に関する目標および達成状況は以下のとおりです。

目　標		達成状況	
① 乗客の死者数	「ゼロ」	0名（前年度比 ±0名）	【達成】
② 死者数	「ゼロ」	0名（前年度比 ±0名）	【達成】
③ 重傷者数	「ゼロ」	4名（前年度比 ＋1名）	
④ 有責人身事故	５４件以下	63件（前年度比 ▲5件、▲7.4%）	
⑤ 飲酒運転	「ゼロ」	0名（前年度においても発生はございません）	【達成】
⑥ 有責車内人身事故	２６件以下	38件（前年度比 ▲2件、 ▲5%）	
⑦ 回送運行時の有責事故	１５件以下	30件（前年度比＋10件、＋50%）	

①から⑥までの目標は「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。⑦の目標は当社が独自に掲げたものです。

（２）２０２４年度の輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。

【２０２４年度　輸送の安全に関する目標】	
① 乗客の死者数	（ゼロ）
② 死者数	（ゼロ）
③ 重傷者数	（ゼロ）
④ 有責人身事故	（４４件以下）
⑤ 飲酒運転	（ゼロ）
⑥ 有責車内人身事故	（１９件以下）
⑦ 回送運行時の有責事故	（１２件以下）

３．１ 安全に対するリスクへの対応

（１）人手不足への対応

採用を強化し、中途退職者防止を推進します。

（２）経験の浅い運転士への指導教育の強化

① 経験の浅い運転士を対象に運転技術および事故防止意識の向上を図ることを目的として、研修センター併設の教習コースを活用した基本訓練の反復および事故事例のドライブレコーダ映像を活用した座学教育を実施し、経験の浅い運転士に対する指導教育の強化を図っています。

② 新入運転士等を指導する教官運転士や班長運転士を対象に、外部機関での研修を受講させ、自らの運転技術および指導力の向上を図っています。

教習コースでの基本運転

外部機関での研修

３．輸送の安全に関する重点施策

Kanachu

（３）頻度の高い事故への対応

① 交差点における重大事故防止

「交差点手前における『前方よし』の呼称による安全確認」ならびに「交差点右左折時、横断歩道手前での一時停止による安全確認」を徹底しています。

バス後部にステッカーを貼付

② 車内人身事故防止

ア　着座後発車の実施を図るため、車内ミラーに映る車内の状況をしっかりと確認した上で発車する『ゆとり発車』を徹底するよう指導教育を図っています。

イ　お客様の転倒を予防することを目的に、車内人身事故の画像分析を実施して転倒発生の頻度が高いバス車内場所の手すり、つり革、荷物フック等の工夫を凝らして、少なくともお客様の片手がつり革、手すり等に掴まって両足両手で身体を支持できる環境を整備する検討を図っています。

車内ミラーによる安全確認

③ 回送運行時における有責事故防止

回送運行時における緊張感の薄れや、先急ぎ・注意の偏りに起因する事故傾向が多いことから、事故発生状況、運転士の心理状況、運転行動などを洗い出し、ドライブレコーダの映像等を積極的に活用した指導教育を推進しています。

④ 静止物への衝突事故防止

ア 車両感覚やオーバーハングおよび左ミラーの見え方など車両構造上の特性について理解させる体験教育を実施し、静止物への衝突事故防止を図っています。

イ 車庫内格納ルールの策定や見直し、停止位置目標マーカーの設置、管理者による車庫内巡回を強化し、車庫格納時における静止物等への衝突事故の防止に努めています。

車両最後部の位置確認
テープ貼付（一例）

３．輸送の安全に関する重点施策

Kanachu

（４）健康起因事故への対応

① 産業医および保健師・看護師の資格を持った専門のスタッフが、毎月２回各２時間全営業所を巡回し、健康相談・医療機関への受診勧奨・健康増進に関する助言を実施しています。
② 全従業員へ、健康管理・健康増進の支援ツールとして「健康手帳」を配布しています。（上記①の健康相談や、運行管理者による教育などにも活用しています。）
③ 仕業点呼時において、脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状がないか、運転士と運行管理者とで「健康状態チェックタブレット入力」による確認を実施しています。
④ 全運転士に対し、脳ドック（問診、脳ＭＲＩ、脳ＭＲＡ、頸動脈超音波検査等）健診の実施しています。（２０２２年１月より対象者を全運転士に拡大）
⑤ 全運転士に対し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）検査の実施、ならびにＳＡＳと診断された者に対する治療状況の確認および生活習慣の改善について指導を実施しています。
⑥ 規制薬物検査を実施しています。
⑦ 年２回の健康診断時には「失神発作」について、更に雇い入れ時には「てんかん」「失神発作」についての問診を実施しています。
⑧ 国土交通省物流・自動車局安全政策課発行の各種マニュアルを活用し、健康管理についての指導を実施しています。

（５）高齢化への対応

運転士の意欲と健康状態に応じた勤務のあり方について、現状の取組みを見直します。

３．２ 自然災害等のリスクへの対応

（１）自然災害への対応

① 自然災害リスクの把握と計画運休等の対応の検討を推進し、運行管理者に対する計画運休対応の研修を実施しています。

② 地震等の大規模災害等発生時に、迅速な対応がとれるよう初動対応、通信・避難誘導訓練を定期的に実施しています。また、全運転士に配布した『災害時乗務員対応マニュアル』による教育も実施しています。

運行管理者に対する計画運休対応の研修

（１）経営層による教育・意見交換

社長は定期的、継続的に営業所へ赴き、運転士等と直接対話を行う懇談会を実施しています。現場運転士からの要望や提案は業務の改善や、輸送の安全の取り組みに反映しています。

（２）経営層による教育・意見交換

安全統括管理者ならびに運輸計画部長、運輸営業部長は毎月１回、全営業所を対象とした巡視教育や運転士との意見交換を実施するとともに、本社管理部門による営業所点呼査察も定期的に実施しています。

社長による営業所巡視

（３）運転訓練車の活用

運転診断機能を備えた運転訓練車により年次運転士や事故惹起運転士を対象とした教育を実施しています。運転中の視線や挙動、左右前後の動揺等に基づく診断結果を研修センター教官運転士とともに振り返り・再確認することで、自身の運転操作について見直し・改善を図っています。

（４）通信型ドライブレコーダーの活用

急ハンドルや急加減速等の危険な運転挙動を検知した際、リアルタイムに画像を自動取得するとともに、運行管理者へ通知することで、より効果的な安全運転教育を実施することのできる通信型ドライブレコーダーを順次導入し、更なる安全管理体制の強化を図っています。

運転訓練車によるコース走行

通信型ドライブレコーダ・デジタコ一体機

（５）事故映像の活用

ドライブレコーダーにより得られた事故映像を事故速報および事故惹起者に対する指導教育のほか、営業所月次教育において情報共有と危険予知トレーニング、本社事故防止対策委員会において原因究明と再発防止の取り組みに積極的に活用しています。

（６）運転適性診断の活用

各営業所に設置されたインターネット運転適性診断システム「ナスバネット」を全運転士が３年に１回（５０歳以上の者は２年に１回）受診し、診断結果に基づく指導を実施しています。

営業所月次教育

本社事故防止対策委員会

（７）体験型教育の実施

運転士自らが高齢者疑似体験装置を装着しバスの乗降を体験することで、ご利用のお客様の気持ちや心理を考えさせる体験型の教育を実施しています。

高齢者疑似体験

（８）重大事故等の対応訓練

警察、消防関係および地元自治体等と協力し、重大事故やテロ・バスジャック対策訓練を実施し、対応・連携の確認および情報共有の強化を図るとともに、迅速な対応が図れるよう教育を実施しています。

テロ・バスジャック対策訓練（警察と合同実施）

（９）お客様への安全啓蒙活動

子供や高齢者等、地域の方を対象とした交通安全教室・交通ルール講習会を通じ、ご利用のお客様へ交通事故防止に係る取り組みにご協力いただく啓蒙活動を実施しています。

交通安全教室

(10) ＰＤＣＡサイクルの推進

運輸安全マネジメントに関する研修・講演会に出席し、マネジメント制度に関する理解を深めＰＤＣＡサイクルの更なる推進を図っています。

(11) 安全運動等

① 春の全国交通安全運動（４月上旬）
② バス車内事故防止キャンペーン（７月）
③ 夏の交通事故防止運動（７月中旬）
④ 秋の全国交通安全運動（９月下旬）
⑤ 重大事故防止・重大事故風化防止の取り組み（９月下旬）
⑥ 旅客接遇総点検（１２月上旬）
⑦ 年末年始輸送安全総点検（１２月上旬～１月上旬）

街頭指導

4．運輸安全マネジメント維持・向上のための計画

Kanachu

(12) 各委員会等の開催（毎月１回開催）

① 運輸安全推進委員会
② 事故防止対策委員会
③ 飲酒運転防止対策委員会
④ サービス向上委員会
⑤ 車両故障防止対策委員会
⑥ 営業所長会議

運輸安全推進委員会

(13) 内部監査

① 計画
- 本社管理部門　年２回実施
- 営業所　年間計画により１回実施

② 監査項目
- 関係法令や安全管理規程等への適合性
- 重点施策等の実施状況及び有効性
- 各種委員会議事録等の作成及び維持
- 前年度指摘事項に対する改善状況

③ 監査実施者
当社監査室

５．輸送の安全に関する実績および予算

輸送の安全に関する２０２３年度の実績および２０２４年度の予算は、次のとおりです。

【神奈川中央交通グループ全体】

（単位：千円）

区　分（主な内容）	2023年度 実績	2024年度 予算
教育・訓練・監査に関する費用（人件費）	115,293	126,861
運転適性診断に関する費用（人件費・受診料）	9,289	10,827
外部研修に関する費用（小田原ドライビングスクール）	937	1,122
無事故表彰に関する費用（個人別、営業所別、班別表彰）	37,135	37,150
健康管理に関する費用（脳ドック、ＳＡＳ検査、規制薬物検査等）	86,778	99,432
車載機器に関する設備投資・修繕費（通信型ドライブレコーダー・デジタコ一体機等）	588,128	349,120
事務機器等に関する設備投資・修繕費（点呼支援システム等）	10,800	61,568
合　計	848,360	686,080

６．輸送の安全に関する組織体制

（１）安全統括管理者

常務執行役員　齋藤　謙司

（２）安全管理規程

別紙　「安全管理規程」参照

（３）輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙　「安全管理体制組織図」参照

別紙　「緊急連絡図」参照

７．輸送の安全に関する内部監査結果

Kanachu

輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

（１）２０２２年度年間

実 施 日　　２０２３年７月２６日、７月２７日
ヒヤリング対象者　代表取締役社長、常務執行役員（安全統括管理者）
安全管理担当課長

（２）２０２３年度上期

実 施 日　　２０２３年１２月７日
ヒヤリング対象者　常務執行役員（安全統括管理者）、安全管理担当課長

（３）監査項目

運輸安全マネジメントの実施状況について
（関係法令等への適合性、重点施策等の実施状況および有効性等）

（４）監査結果

指摘事項はございません。

８．事故に関する統計

（１）２０２３年度発生事故統計（当社が第２当事者の事故を含む）

（神奈川中央交通東および神奈川中央交通西への委託路線分も含みます。）

自動車事故報告規則 第２条に規程する事故
１５件

【参考】自動車事故報告規則第２条に規程する事故について（概要）

- 死者または重傷者を発生させた事故
  病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が３０日以上のもの。または、１４日以上病院に入院することを要する傷害を受けたもの。
- 操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により１１日以上医師の治療を要する傷害
- 運転者の疾病により、事業用自動車の運転が継続できなくなったもの。

（２）２０２３年度発生車両故障統計

自動車事故報告規則 第２条に規程する 車両故障
５１件

【参考】自動車事故報告規則第２条に規程する車両故障について（概要）

- 操縦装置、制動装置など道路運送車両法第４１条に掲げられた装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

９．初任運転士に対して行う「安全運転の実技指導」

Kanachu

新入運転士に対して以下の内容で指導を実施しております。

実施場所　：　研修センター（神奈川県秦野市・教習コース併設）

【指導内容】

項　目	期　間	実施場所	指導内容
座学	３日間	研修センター （教室）	事業用自動車の運行や旅客の安全確保に必要な知識、職業運転士としての自覚と責任等についての講義。 （関係法令の遵守・車両の構造および特性の理解・旅客の安全を確保するために留意すべき事項　等）
基本運転訓練	１１日間	研修センター （教習コース）	教習コース（１週289m）にて、車両・車体間隔の把握、車道の形状に合わせた走行技術、細かなハンドル操作、アクセル・クラッチ・ブレーキ操作による適切な速度調整や、内輪差・オーバーハングの間隔を掴む。
実践運転訓練	８日間	公道 （秦野市内）	狭隘道路での坂道走行や見通しの悪いカーブ等、様々な条件での運転技術を培うとともに、数種類のコースを走行することにより、刻々と変化する道路状況において、的確な状況判断と漏れのない安全確認技術を身につける。 また、コース内にある下り坂を使用したブレーキ操作訓練を実施。

【実技指導者の指導歴】

人　数	大型経験	指導経験
１２名	３６年～４７年	１年～１３年